

第 111 号議案「和解に関する件」に対する附帯決議

道路照明灯に係る電気料金について、今般、本市と東北電力株式会社との「和解に関する件」が提案された。

しかしながら、本市が被った損失とその補てんの考え方について、市当局からは納得できる説明がなされておらず、市民の理解が得られているとは到底言い難い。

よって、市当局におかれては、これらについて改めて検証し、丁寧かつ十分な説明を行うとともに、自らが責任を負うべき損失額について、確実に補てんすることを強く求める。

また、二度とこのような事案が発生しないよう、実効性のある再発防止策を速やかに講じ、徹底することを強く求める。

以上、決議する。

令和元年 10 月 23 日

仙 台 市 議 会